

令和 6 年度 農林水産業動画制作委託業務仕様書

I 基本的事項

1 事業目的

宮崎県北 9 市町村(以下、圏域と言う)の農林水産業の魅力を効果的に発信し、圏域農林水産業の担い手確保に繋げるため、農林水産業のやりがいや生活を具体的にイメージし、農林水産業の暮らしに関心を持ってもらい、就職のきっかけとするための動画を制作する。

2 委託期間

委託契約締結日から令和 7 年 3 月 31 日(月)まで

II 制作物について

1 作成内容

(1) 企画・構成

市町村及び産業に偏りの出ないような構成とし、農林水産業動画を観ることで、各産業を具体的にイメージできるとともに、主に小・中学生が将来の職業の選択肢の一つになる内容とすること。

(2) 映像作成

6 名以内の圏域の事業者取材し、仕事のやりがいや魅力などが視聴者に伝わる動画とする。

企画構成に基づいた動画作成に必要な撮影等の映像調達や映像作成を行うこととし、音楽を効果的に使った印象に残る映像制作とするなどの創意工夫を行うこと。なお、あらかじめ所有している映像等の素材を使用することも可能とする。

(3) 編集

映像の加工・編集、音楽・音声・ナレーション・テロップの挿入等編集作業を行うこと。動画の放映時間は、概ね 20 分間とする。

2 成果物の仕様

記録形式を 4K 解像度(3840×2160)とし、DVD を 9 枚納品すること。

動画ファイルは MP4 形式とすること(YouTube での公開を想定)。

3 納品場所・期限

場所：宮崎県北部広域行政事務組合(延岡市企画課内)

期限：令和 7 年 3 月 31 日(月)

III その他(留意事項等)

1 著作権等

(1) 受注者は、委託業務の履行に当たっては、著作権及び肖像権を侵害してはならない。

(2) 受注者は、体験動画制作における撮影地の使用許可等の各種権利の手続きを確実にし、個人情報等は慎重に取り扱うこと。

2 業務の進め方

- (1) 受注者は、業務を遂行するに当たっては、発注者と十分に連絡をとりながら行うこと。校正は3回以上行うこととする。
- (2) 受注者は、業務の遂行に関し、必要な能力と経験を有する業務責任者を定めること。
- (3) 事業者への取材交渉及び日程調整など、取材にかかるすべての調整は受注者が行うこと。
- (4) 取材対象の圏域事業者については、発注者と協議の上、決定すること。

3 成果物の権利

本業務における成果物の一切の権利は宮崎県北部広域行政事務組合に帰属するものとする。

4 委託料の支払い

業務完了後の完工払いとする。

5 疑義等

本仕様書について疑義が生じた場合や定めのない事項については、別途協議すること。